

## 特別支援教育局 苦情情報パッケージおよびフォーム

2025年 1月

### 保護者・保護者代理人・申立人各位:

特別支援教育局（Bureau of Special Education、以下BSE）にご連絡いただき、誠にありがとうございます。本件に関し、当局がお手伝いできる機会をいただき感謝申し上げます。同封の資料をよくご確認ください。ご質問がある場合は、お気軽に以下の連絡先までお問い合わせください。  
ConsultLine(相談窓口) 1-800-879-2301 もしくは BSE(特別支援教育局) (717) 783-6913。

苦情の手続きは、BSEが署名済みの完全な苦情を受け取った時点で開始されます。BSEは調査を完了し、60日以内に「苦情調査報告書（Complaint Investigation Report、以下CIR）」を発行する必要があります。州または連邦の要件に違反していると判明した場合、地域の教育機関（Local Educational Agency、以下LEA）、すなわち中間教育機関（Intermediate Unit）、学区（School District）、チャータースクール（Charter School）、地域事務所（Regional Office（フィラデルフィア））、承認私立学校（APS）などに是正措置が指示されます。

各苦情には、BSEによる採用された特別支援教育アドバイザー（Special Education Advisor）が担当として割り当てられます。

- アドバイザーは電話で連絡し、苦情の問題点を明確にします。通常の業務時間内であれば、公の場所で対面による会合を行うことも可能です。
- アドバイザーは、苦情に関する事実を知る可能性のある関係者の氏名を求め、報告書発行前に適切な範囲で関係者へインタビューを行います。（任意）
- 申立人には「苦情確認書（Acknowledgment Letter）」が送付され、苦情の内容が確認されます。
- 申立内容がBSEの管轄外である場合、その旨を記載した通知が送付されます。また、必要に応じて適切な他機関の連絡先情報が提供されます。
- アドバイザーはLEAを訪問し、関連記録を調査し、職員へのインタビューを実施することがあります。
- 申立人は、最終的なCIRが発行される前に、口頭または書面で追加情報を提出することができます。
- アドバイザーは事実を分析し、CIRを作成します。
- アドバイザーはCIRを部門長（Division Chief）に提出し、審査および修正を行います。
- 部門長の承認後、CIRが発行されます。

当事者間で自主的に苦情を解決することが可能です。問題が解決された場合、LEAは申立人の署名入りの書面を提出する必要があります。BSEは、「解決通知書（Resolution Letter）」を申立人およびLEAに発行し、苦情処理を終了します。

申立人は苦情を取り下げることにも可能です。その場合アドバイザーは申立人へ連絡を取り、正式な取り下げ通知（書面）を求めます。BSEは「取り下げ通知書（Withdrawal Letter）」を申立人へ送付し、苦情の取り下げを確認します。

### 苦情処理期間の延長

当事者は、調停（mediation）をいつでも開始できます。調停やその他の代替的紛争解決手続き（例：IEPファシリテーション）が進行中の場合、当事者双方の同意がある限り、苦情調査期間（60日間）を延長することが可能です。

### 法的根拠:

苦情情報 – 連邦規則(34 CFR §300.153)による。以下は苦情を提出するための必要要件です。

### §300.153 苦情の提出

- (a) 組織または個人は、34 CFR §§300.151～300.152に記載されている手続きに従い、署名済みの書面による苦情を提出することができます。
- (b) 苦情には、以下の情報を含める必要があります。
  - (1) 公共機関（public agency）が「個別障害者教育法 - Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)」のパートB、または本規則に違反したという記述
  - (2) その記述を裏付ける事実
  - (3) 申立人の署名および連絡先情報
  - (4) 特定の児童に関する違反を申し立てる場合:
    - (i) 児童の氏名および住所
    - (ii) 児童が通う学校の名前
    - (iii) ホームレスの児童・青少年(McKinney-Ventoホームレス支援法(42 U.S.C. 11434 a (2)のセクション725(2)に基づく定義)の場合、連絡先住所及び通学先
    - (iv) 児童の問題の内容説明と関連する事実
    - (v) 苦情が提出された時点で当事者が知りうる可能な限りの問題解決策
- (c) § 300.151に基づき、苦情は、BSEが受領する日から遡って1年以内に発生した違反についてのみ申し立てることが可能です。
- (d) 申立人は、LEAまたは児童にサービスを提供している公共機関へ同時に苦情の写しを送付する義務があります。

### **第三者による苦情提出 – 機密保持要件**

児童の保護者(または法定後見人)以外の者が苦情を提出する場合、保護者の機密情報開示の許可がない限り、BSEは、苦情に関し得保護者に直接回答できない旨を記した通知を特別教育アドバイザー (Special Education Advisor)から受け取ります。

しかし、BSEは「調査を実施、CIRを作成」・「保護者およびLEAに対してのみ調査結果を発行」を行います。

### **連邦規則「The Code of Federal Regulations (CFR)」, タイトル 34, パート 300 の要件:**

1. BSEが苦情を調査するためには、申立人の署名が必要です。
2. 申立人は苦情をLEAにも送付する必要があります。
3. 申立人は、可能であれば問題解決策を提案する必要があります。
4. 公共機関には苦情を解決するための提案を行う機会があります。
5. 苦情を提出した保護者および公共機関には、調停に参加する機会が与えられます。
6. 申立人が学年度内に初めて苦情を提出する際、LEAから「手続き上の保護通知 (Procedural Safeguards Notice)」が送付されます。

# 苦情フォーム

---

このフォームのコピーを作成することができます。また追加用紙を使用するか、ConsultLine(相談窓口)1-800-879-2301もしくはBSE(特別支援教育局)(717)783-6913 まで追加のコピーを請求してください。

## 苦情を担当するアドバイザーからの連絡方法の希望(任意):

- 電話(電話番号を記入してください)。:  
通常の営業時間内での希望の連絡時間。:
- Eメール(Eメールアドレスを記入してください)。
- 通常の営業時間内に、公的施設での対面による連絡。 場所は、おそらく学校または中間教育機関(Intermediate Unit)の建物となり、文書の複製が可能な場所になります。

この苦情は特定の子どもに関するものですか?  はい

いいえ

ご連絡、子どもとの関係、及び署名を記入してください。

名前:

住所:

電話番号:

自宅:

職場:

携帯:

Eメールアドレス:

子どもとの関係:

保護者(親)

弁護士

支援者

その他

子どもの居住地、学校、学区の情報を記入してください。

子どもの名前:

生年月日:

住所:

現在、子どもは学校に通っていますか?  はい  いいえ

現在の学校プログラムの場所(該当の場合):

学校名:

学区:

チャータースクール:

裁判官または児童福祉機関により、公的に教育プログラムに配置されていますか?

はい  いいえ

現在の教育プログラムの場所(該当の場合)

担当者名:

電話番号:

苦情が転校の多い生徒に関するものである場合のみ記入してください。

担当者:

電話番号:

違反が過去1年以内に発生しましたか?

日付(該当の場合):苦情上の詳細を明確にするため、アドバイザーに聞き取り調査をし

てほしい人を記入してください。(任意)

名前	職業/役職	電話番号/Eメール

問題となっている違反または問題についての説明を記入してください。問題の内容を詳しく記述してください。

苦情を裏付ける事実を記入してください。

この問題の解決策として考えられるものがあれば記入してください。

この苦情はBES(Bureau of Special Education: 特別支援教育局)による調査のために署名が必要です。また、この苦情のコピーを地域の教育機関(LEA)にも送付する必要があります。以下に署名することで、LEAに苦情のコピーを送付したことをBSEに示すものとします。

---

署名

日付

返送先:  
PDE/BSE  
Division of Compliance Monitoring and Planning - East  
607 South Drive, 3rd Floor  
Harrisburg, PA 17120

E-mail: [ra-pdespecial@pa.gov](mailto:ra-pdespecial@pa.gov)

ConsultLine(相談窓口) – CRP

---

イニシャル

日付